

令和7年5月19日

監事監査報告書

学校法人 河崎学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人河崎学園

監事 谷口 莫 沼

監事 寺井 秀 次

私たちは、私立学校法第37条第3項第4号及び学校法人河崎学園寄附行為第7条第3項の規定に基づき、学校法人河崎学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の業務及び財産の状況について理事長から提出された関係資料により監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人と連携し計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人河崎学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。